

♡ 皆で支えあい ♡
7月 は会費募集月間です

社協会費のご協力をお願い

社会福祉協議会は、社協（しゃきょう）という愛称で知られ、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられております。

地域住民の皆さんや公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、日々、地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。

1. 運営は

社協は、住民の皆様をはじめ社会福祉事業を営む法人や、事業所等で社協事業に賛同する方々の会費、寄付金、町の委託金、補助金、共同募金配分金、介護保険収入などで運営されています。

2. 社協会費は

社協会費は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくりを目指して「ほっとけない」「お互いさま」「大丈夫」を基本として、住民の皆様とともに進める地域福祉活動に活用させていただいております。活動の趣旨にご賛同いただき、ご協力くださいますよう、心よりお願い申し上げます。

3. 会員の募集

社協事業へのご理解と会費募集促進のために、毎年7月を会費募集月間として、会費募集を全世帯の皆様を対象に、地域の福祉推進員さんを通じてお願いしています。

社協会費は、1口1,000円でお願いしています。
何口でも可能です。



お問合せ



社会福祉法人 佐久穂町社会福祉協議会

佐久穂町大字高野町351番地 TEL 0267-86-4273

会費の使い道は

皆様からいただいた会費は、
このような事業で
大きな財源となっています。

ありがとうございました

令和7年度会費実績
2,721世帯

2,745,750円

社協会費が 地域の福祉活動を支えています

地域福祉
推進事業

1

ふれあい・いきいきサロン

区・常会単位で行われるサロンは、誰もが気軽に参加できる場として、おしゃべり、お茶、昼食会、小物作り、歌、体操、健康の話などの活動が行われています。皆で居心地の良い時間を作り、地域の方どうしがつながりをもつことで安心して暮らせるよう、地域のボランティアスタッフにより運営されています。社協、地域包括支援センター、保健師がその運営を支援します。

地域福祉
推進事業

2

ボランティアまちづくりセンター

地域ボランティア活動の拠点として、ボランティアの橋渡しを行います。特技、資格を活かしボランティアを通じ、地域づくりを支援します。

地域福祉
推進事業

3

日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者の方で判断能力が低下した方に、福祉サービスの利用援助（生活の困りごとに対して福祉サービスを利用しながら地域で暮らし続けることをお手伝いすること）を通じて自立した生活が送れるように、その方の権利擁護及び自立支援を行います。

地域福祉
推進事業

4

さまざまな相談事業

日常生活のさまざまな相談をお受けします

●結婚相談

●生活困窮者自立相談支援

●障がい児・者相談

地域福祉
推進事業

5

地域での福祉活動事業を推進します

●地域交流カフェ支援事業

●小中学校福祉教育推進事業

●ふれあいサポート事業

●在宅介護者リフレッシュ事業

●移送サービス事業

●車いすの貸出

●福祉団体活動推進事業

「シニアクラブ」

「身体障害者福祉協会」

「手をつなぐ育成会」

●タイムケア事業

●ふれあい広場「くりんそう」事業 など